

名誉クロスカントリースキー検定員規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、クロスカントリースキー検定員の資格を有し、当該年度の1月1日時点65歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、名誉クロスカントリースキー検定員(以下、「名誉検定員」という。)として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 名誉検定員は、クロスカントリースキー検定員の任務に加え、主としてクロスカントリースキー検定員の育成・指導を補佐し、助言を与える。

(推薦)

第3条 加盟団体長は、第1条による有資格者の中から適格者を、10月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なクロスカントリースキー検定員資格を保有していなければならない。推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第4条 名誉検定員は、理事会において認定する。

2 名誉検定員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。

(認定証)

第5条 名誉検定員を証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(検定員クリニックの免除)

第6条 名誉検定員は、クロスカントリースキー検定員規程に定めるクリニックの受講義務が免除される。

(資格の喪失)

第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、名誉クロスカントリースキー検定員の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(3) クロスカントリースキー指導員の資格を喪失したとき

2 本連盟の規約に違反し、クロスカントリースキー検定員としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。

(登録料の納期)

第8条 第1条に定める名誉検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに加盟団体を経て本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和3年7月7日 制定

令和6年7月11日 改正